原議保存期間１０年
(2035年3月31日まで)
交通部

名地交発第１４号
令和６年１０月１５日

部　　長　殿
支　部　長　殿
区検察庁の長　殿

名古屋地方検察庁次席検事
（公　印　省　略）

「事件の決裁を要する「次席検事が指定する事件」について」の運用について（通知）

事件の決裁については、令和６年６月１０日付け名地企発９６号検事正通達「事件の配点及び処分決裁について」のほか、同日付け名地企発９７号当職通知「事件の決裁を要する「次席検事が指定する事件」について」により実施しているところ、別表「事件決裁要領表」の事件の種別欄記載の事件については、上記当職通知の運用に際し、同表の項目欄記載のとおりとし、本日から実施することとしたので、遺漏のないように願います。

なお、平成２７年６月１５日付け当職事務連絡「平成２５年７月５日付け名地企第１５０号次席検事依命通達「事件の決裁を要する「次席検事が特に指定した事件」について」の運用について」は廃止します。

別表

事件決裁要領表

事件の種別 ＼ 項目	事件処理			
	公判請求	不起訴（被疑者死亡による不起訴を除く。）	家裁送致	その他
危険運転致死（２条）	◎*	◎	○	△
危険運転致傷（２条）	◎	○	○	△
危険運転致死傷（３条）	◎	○	○	△
過失運転致死傷アルコール等影響発覚免脱（４条）	◎	○	○	△
過失運転致死（５条）	△	○	△	△
過失運転致傷（５条）	△	△	△	△
無免許危険運転致傷（６条１項）	◎	○	○	△
無免許危険運転致死傷（６条２項）	◎	○	○	△
無免許過失運転致死傷アルコール等影響発覚免脱（６条３項）	◎	○	○	△
無免許過失運転致死（６条４項）	△	○	△	△
無免許過失運転致傷（６条４項）	△	△	△	△

注１　◎印は、終局処分（被疑者死亡による不起訴を除く。以下同じ。）時に次席検事の決裁を要する場合を示す。

この場合、本庁においては交通部長、岡崎支部においては岡崎支部長、その他の支部においては各支部長及び交通部長の決裁を経て、次席検事が決裁することとする。

なお、◎*印は、豊橋支部においては、交通部長の代わりに岡崎支部長を経て次席検事が決裁することとする。

２　○印は、終局処分時に交通部長（岡崎支部においては岡崎支部長）が次席検事の決裁を要すると判断したときは次席検事が決裁する場合を示す。

なお、岡崎支部以外の支部においては、各支部長の決裁を経て交通部長が決裁することとする。

３　△印は、交通部長又は支部長の決裁で足りる場合を示す。

ただし、一宮支部、半田支部又は豊橋支部においては、各支部長が交通部長の決裁を要すると判断したときは交通部長が決裁することとする。

４　事件の種別下部に記載の条文は、いずれも自動車の運転により人を死傷させる行為等の処罰に関する法律（以下「自動車運転処罰法」という。）の各条文を示す。

５　平成２５年法律第８６号による改正前の各犯罪（旧刑法２０８条の２等）については、これに対応する自動車運転処罰法の各犯罪に準ずる。